

## 26 帯広市立稲田小学校いじめ防止基本方針【令和6年度更新版】

### はじめに

平成25年に9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、国においては平成25年10月に「いじめの防止等のための基本方針」を、北海道においても平成26年4月に「北海道いじめ防止等に関する条例」を、同年8月には「北海道いじめ防止基本方針」をそれぞれ策定した。また、帯広市及び帯広市教育委員会では、平成29年3月14日に国の基本方針が改定されたのを受け、「帯広市いじめ防止等に関する基本的な方針」を策定した。

そこで本校では、帯広市の方針を受け、これまでの「いじめ防止基本方針」を改定し、稲田小学校の全ての児童が安心して学校生活や社会生活を送り、自分の夢に向かって健やかに成長していけるよう、いじめ防止等の対策に取り組んでいく。

### 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。」

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

また、いじめはどんなことがあっても許されないという認識を育てるとともに、安易にいじめは解消したと判断するのではなく、解消したかどうかの判断は、いじめが止まっている状態が継続（3か月が目安）し、被害者が心身の苦痛を感じていないことを条件と定める。

### 2 いじめ対策のための校内組織の設置

#### (1) 学校内の組織

##### ①生徒指導委員会

月1回もしくは、都度全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

##### ②いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。いじめ事案が発生した場合は、直ちに委員会を開催し、必要に応じて関係機関とも連携を図り、早期対応・解決に向けた協議を行う。

##### ③教育相談

学級ごとに個別の教育相談の時間を設け、確実な状況把握でいじめの未然防止に努める。

### 3 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。事後の対応として、心のケアを必要に応じて行う。

### 5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

### おわりに

上記の基本方針は、本校の全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、未然防止に取り組む姿勢を示すものである。

# いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組 ～ いじめを見過ごさない子どもの育成

## 1 学校全体としての取組

		児童への取組内容	保護者との連携内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解（道徳・特活）</li> <li>○正しい判断力の育成（道徳・特活）</li> <li>○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル）</li> <li>○奉仕体験活動への積極的取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の者を区別し、大切に扱う心の育成</li> <li>○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成</li> <li>○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり</li> <li>○地域での様々な体験への参加</li> <li>○不登校傾向児童の日常的な安否確認と登校時の配慮についての共通理解</li> </ul>	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である児童への声かけ</li> <li>○個別面談や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、怪我のチェック</li> <li>○子どもの持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（警察、児童相談所等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲から聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	行いがわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> </ul>
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解</li> <li>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導</li> <li>○いじめはどんなことがあっても許されないという正しい認識（アンケートで100%に）の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</li> </ul>	

## 2 家庭や地域との連携

各家庭での取組（P T A）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（P T A教育講演会等の実施）</li> <li>○子どものよさを認め励ますこと、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発</li> <li>○父母の子育てへの積極的参加を啓発</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡</li> </ul>